

長野県ソフトテニス連盟「在り方検討委員会」

「総 括」

2024年12月20日

長野県ソフトテニス連盟「在り方検討委員会」

= 総 括 =

在り方検討委員会

座 長 倉 野 立 人（県連副会長）

委 員 山 田 隆 稔（県連会長）

跡 部 享（県連理事長）

山 田 庄 治（県連副会長）

萩 原 裕 史（県連副会長）

森 下 博 之（県連副会長）

熊 井 孝 志（県連総務委員長）

間 山 典 敏（県連理事）

長野県ソフトテニス連盟(以下／県連)における、元理事長による県連資金の不明朗な会計処理が問題視された件について、県連は「在り方検討委員会(以下／在り方委)」を設置し、本人への文書による聴き取りを行なうと同時に、過去の反省に基づく今後の連盟の在り方について検証を進めてきました。

この検証の経過ならびに検証内容については、さきに在り方委から県連に対し「答申」の形で報告いたしております。

答申の文中でも触れてきたとおり、検証の過程の中で、当時「選手強化費」等の名目で支弁されるものの、その精算が不透明なままの県連資金が未だ存在しているとされたことから、県連において 氏に改めてその返還を強く求めるべきといたしました。この不透明なままに支弁したとされる県連資金については、問題発覚当時から長い時間が経過し、支弁の年月日・内容・金額等の明確な根拠にも乏しいことなどから、 氏の主張(反問)を覆すほどの根拠に乏しいこと、また氏においても支弁の根拠がかみ合わないままに「あくまで県連の発展のために支弁した」と述べ譲らないことから、議論は平行線を辿るばかりであります。

しかしながら、今回の会計問題は法的には時効を迎えており、これ以上の法的追及が叶わなくなっていることから、当委員会としては、今回のあるまじき出来事を踏まえ、それらを轍としたうえで、将来に向け県連が健全のうちに運営されるよう改めて提言することとし、もってこれまでの検討内容の「総括」を行なうところであります。

これまでの経過の分析

◇問題の温床となった県連の体質、なかんずく旧態依然としたスポーツ団体の体質

元理事長の県連資金の支弁状況を調査する中で、氏の資金支弁の行動の基^{もと}になっているスポーツに対する認識のようなものが垣間見えることとなり、それが即ち当時の県連の体質そのものであったことを示したものでした。

氏は盛んに「競技力向上のためにはカネがかかる」と述べ、あくまで県連の底上げのために支出したことを強調しておりました。それは一方では正論とも取れるものではありません。

しかしながら、そのためであれば例えば「強化費」の名の下で不明朗とも取れる支出もやむを得ないという論理は、健全であるべき組織運営の中では許容されるものではありません。

この、いわば^ゝ 的な発想、は、当時のアマチュアスポーツ界全体に蔓延した旧態依然とした考え方でもあり、今やこのこと自体を改めてゆかなければならないことを実感させられたところであります。

一般的な企業や団体の運営においては、その運営における費用については、その出金の前段階で使途が適正であるかが精査され、そのうえで出金された際には領収証を添付し、後の監査で突合し、その支出の正当性が評価(監査)されます。

ところが、当時の県連における支出は、前掲のとおり「選手強化費」等の曖昧^{あいまい}な費目の下でまとまった金額が支弁され、その使途内容も不明朗なままに了^{りよう}とされてきた実態がありました。

このような漠然とした理由での出金が半ば公然と行なわれてきたこと自体が、県連の経費支弁を曖昧のままに許してきた一因であったことが否めないことから、今後は、県連資金の使途については厳正に捉え、領収証ならびに組織内第三者の評価を得た出金伝票を添付したうえでの出金を徹底し、そのうえで後の監査で明確に符合されるよう手続きすべきと考えるところです。

◇会員からの浄財(会費等)ならびに補助金を含んだ公金に対する間違った認識

そもそも県連を運営する基となる資金は、会員お一人おひとりから頂戴する会費や行政・連盟からの補助金などの、いわば「公金」で構成・運用されていることから、その支弁については慎重かつ明朗に行なわれるべきです。

それにも関わらずこれまで県連は、その認識が薄いとも取れる支弁を重ねてきました。前掲のように曖昧な基準の下で不明朗と取れる支弁を公然と行なってきたほか、蓄えられた基金で株式を購入し、結果株価変動により損失を招くなど、厳正に欠ける支出や(株式運用など)目的外の支出にまで使途の枠を広げ、結果 県連資金の目減りを助長し組織運営に対する信頼を貶^{おとし}めると言える財政運営を重ねてきたと言わざるを得ません。

とりわけ現在の社会経済情勢は、当時のそれとは異なり厳しさを増していることから、今後は公金に対する認識を改め、厳正かつ適正に支弁することが求められると申せます。

◇歴代執行部の連盟会計に対する認識の甘さと形骸化した監査体制の問題

今回、かつて理事長を務めた者の県連資金の運用状況が問題となっていますが、調査の中で、その悪しき体質は、その者だけの所作に止まらず、当時県連の歴代執行部の体制そのものに蔓延していたと言わざるを得ません。

すなわち、当時の県連歴代の組織運営そのものが、いわゆる脇の甘い認識のまま怠惰に継承され、本来は厳正をもって執行部をチェックすべき監査についても、執行部の会計処理を追認するだけの機関となっていたことが伺えます。この、いわば馴れ合い体質の継承こそが、県連資金の不明朗な運用を許す要因となっていたのではないのでしょうか。

そのような状況下、当時の体制における監事におかれては、かかる会計処理に疑義を唱え、事態の改善を訴える勇気ある行動を起こされました。そして、その勇気ある行為が、今回の県連資金の運用における諸問題を^{あぶ}炙り出すことにつながったところです。

監事の善行は、監事とすればむしろ当然の職務遂行の姿勢でありました。ところが当時、体制のみならず、その後を受けた執行部においても、あろうことかその監査結果に蓋をするような対応に走り、それが結果として事の真相を曖昧にする要因となってしまったことは残念に他ならないところであります。

本来、組織運営においては、監査で疑義が指摘された際には、その年度内に直ちに会計処理ならびに付随する事業を振り返り、執行部の取り組みに問題が無いとされるならば、それを証明しあまねく組織構成員の方々に真にご理解いただけるよう計らうべきものであります。

ところが当時の執行部は、事実解明と異なる方向へと舵を切り、理事会・評議員会での承認を得るための「手続き」のみに腐心し、指摘された問題の中身の検証・解決に取り組まないままに県連運営を継続する道を選択してしまいました。

さらに当時の執行部においては、本来追求すべき県連資金の問題を「^あ問題」と称して論点を変え、元理事長の不祥事について言及し続ける彼らを、スケープゴートとして扱い、悪者のように描いたのです。

まさに、この後^{あと}処理自体が、問題をうやむやのうちに看過させる要因になってしまい、これまでも述べているように、時間経過した後での調査・検証の最大の障害となっているものです。

県連においては今回の件を踏まえ、組織運営に疑義が生じた(指摘された)際には、直ちにその内容を精査し、時間をおかず^{りょう}に然るべく対応すべきことを指摘すると同時に、組織内の馴れ合い体質を厳しく改め、いい意味で互いをチェックし合える役員態勢を構築することが求められると考えます。

◇組織における単身の専決による会計業務(出金行為)に伴う客観性・透明性の欠如

今回の案件の最大の問題点は、県連が、複数(多数)の者で運営される組織(機構)であるにも関わらず、理事長が単身で会計業務(出金行為)をも専決で行なったことにあると申せます。

第三者のチェックを得ないまま出金・記録(記帳)された資金は、出金された時点での検閲が無いまま^{りょう}了とされ、後の監査における指摘に対して独善的な説明に終始しても、その真偽が問えないままに時間ばかりが経過する顛末を辿ることになってしまいました。

県連とすれば、この単身による会計処理(出金行為)を許してしまった所業を大いに反省し、今後二度とこのようなことが無いように改めてゆかなければなりません。

つまり、今後 県連が明確に徹底すべきことは、事業の執行担当と会計担当は完全に別の者が担うこと・出金の際にはその者(執行機関)が会計担当に事前に連絡し、許可を得てから出金を行なうべきということであります。

出金にあたっては、物品等の購入や必要に応じての飲食等の際には、出金の事前にその内容を告知したうえで代金を前受け(または立て替え)し、事後には領収証やレシート等の証拠書類を提出すること・強化費やコーチ料等の領収書を徴し難い件については、第三者の評価(場合によっては監査役による事前監査)を受けたうえで出金伝票を添付するなど、出金の明確化・見える化を徹底することが肝要であると申せます。

◇内部指摘に対する内向き(事なかれの)な判断

前掲のとおり、今回案件の最大の問題は、元理事長が独断で会計業務を行なったことにあるところですが、それに匹敵するとも言える問題は、体制ならびにそれ以後の執行部の取り組み姿勢でありました。

繰り返しになりますが、これまでも指摘されているとおり、元理事長の会計処理における問題点(疑問点)については、当時の監事がそれを指摘し、事実関係の説明と改善を求めておられました。

ところが、そのこと(事実関係の究明)についての当時の執行部の対応は、肝心の事実関係の究明を為すこと無く、理事長の退任という形を変えての幕引きに終始してしまいました。

そして、通常(一般常識)であれば、体制の後を引き継いだ新執行部が事実関係の究明に乗り出し、事実関係とそこから見えてくる問題点を詳らかにして組織体制の改善・建て直しを図るところですが、当時の県連においてはその方向に向かわず、逆に事実関係をうやむやにするような対応に走り、結果、事件の迷宮入りを助長させることになってしまいました。

現在では、いわゆる公益通報は保護され、組織はそれ(内部告発)を真摯に受け止め、それをもって組織の改善に取り組む傾向となっていますが、当時の県連はその在るべき取り組み姿勢に逆行し、組織を挙げて臭いものに蓋をするような対応に走ったのです。

疑義が発生した時点で事実関係の究明を行なえば、当時の県連が抱えた問題点は直ちに明らかになったはずでしたが、体制後の執行部がその努力を怠ったことで、^{うんさんむしろう}事実^{うんさんむしろう}は雲散霧消の道を辿ることになってしまいました。

この対応は、県連の長い歴史の中に大きな禍根を残す要因となってしまう、かえすがえすも残念でならないところであります。

◇時代に即した規約改正の必要性

答申でも触れておりますが、今回の元理事長による不祥事案件について、県連として氏を処罰すべきところ、現有の規約によると、県連に所属する構成員であっても、その身分は支部協会に帰属するものであり、何らかの不祥事があっても県連として処罰できないという規約の矛盾ともいえる現状があることが明らかになりました。

そのため、取りわけ県連役員を何らかに処罰するためには、現下の県連構成員は各支部構成員の集合体であるという現状を見直し、構成員は支部構成員であると同時に県連の構成員であることを明確化することで、万が一の際には県連としても当該者を処罰できるよう改正すべきではないかと考え、この際は県連の規約改正に取り組むこととしております。

また、この他にも時代に合わない規約内容も散見されることから、総務委員会を中心に規約

全体を見直し、各支部の構成員各位の理解を得るべく手続きを進めています。

将来の持続的な県連運営に向けて取り組むべきこと

さきに提出した「答申」にも述べておりますが、今後の県連が取り組むべきことは、組織運営の透明性の担保と、役員相互の協議・合意に基づいた組織内連携の向上であると考えます。

いかに県連のためであるとは申せ、それが一部の者・ましてや代表者の独善で行なわれるとすれば、それは組織の体を成さないものであり、いかに手続きに^{かし}瑕疵が無いとしても、それは組織運営の公正性を担保することはできません。

時代は、いわゆる「古き良き昭和の時代」とは異なり、様々な面で厳しさを増しています。

社会経済も実質マイナス成長の中にあり、県連資金も潤沢にはほど遠い現状に^{おちい}陥っています。

さらに、少子化や若年者の志向の変化に伴う競技人口の減少に拍車がかかる中「部活の地域移行」による学校におけるスポーツに参加する機会の低減による競技離れの伸張など、ソフトテニス界における社会的環境は楽観できるものとはとても言えないのが実際のところでありましょう。

そんな中、県連に求められるものは、一も二にも「信頼性の担保」であろうと考えます。

前述のように、いかにそれが「正しい」と強弁されるものであっても、一部の者・ときに代表者の独善で組織の方向性を決めるのでは無く、厳しい時代だからこそ、あまねく組織内構成員の合意形成を目指し、皆が共通認識の下で同じ方向を向いて長野県ソフトテニス界の維持向上をめざしてこそ光明が見えてくるものであり、そのためには、さきの答申ならびにこの総括で述べているように、改善すべき点をしっかりと改め、そのうえで県連を、皆が望む方向に導くことが求められていると強く認識するところです。

過去に起きてしまった問題については全面解決に至らず、未だ問題意識が^{くすぶ}熾^{じくじ}り続けるなど忸怩たるところではありますが、せめて私たち関係者は、過去の^{かし}瑕疵^{てつ}事を轍とし、現役世代はもとより、希望をもってソフトテニスに取り組む将来世代が安心して競技に没頭できる環境を整えてゆくことを大きな責務として認識し、不断の努力を重ねてゆくべきことを強く申し上げるところです。

以上をもって「在り方検討委員会」の総括とし、県連に報告するところであります。